

## 第73次千葉県教育研究集会

# レポートの作成について

### 1. 規 格

(1) 規 格 A4判 (縦297mm×横210mm)

(2) 書 式 全分科会とも、横書き(左綴じ)とします。  
余白は、上20mm、下・左右25mmです。

(3) 文字の大きさと字数

**文字の大きさは、10ポイント～10.5ポイント**

1ページの字数は、1680字(42文字×40行)以内。

**表紙を含めて11ページ以内に収めてください。**

**表紙はすべて同じ形式 2(1) 下記参照**

※ただし、上記ページ数に収まらない場合のみ、「子どもの作品・  
図表・写真等」を「資料」(20ページ以内)とすることができます。  
その場合は、本文部分の後ろに色上質紙等を1枚はさん  
で、一緒に綴じてください。

**※全国教研に選出されたレポートは、wordで提出いただきます。**

### 2. 製 本

(1) 表 紙

整理の都合上、下記事項を記載してください。

※「第73次千葉県教育研究集会 レポート表紙・記載例」を参照

((テンプレートをご活用ください。))

①「第73次千葉県教育研究集会」…左上に記載

②「分科(散)会名」……………左上に記載(参照:分科会(散)会名一覧)

③「支部番号」……………右上に記載(参照:支部番号一覧)

④「研究テーマ(サブテーマ)」……中央上部に記載

⑤「レポート内容」……………実践の内容が、1枚でわかるように  
記載する。

⑥「分科会番号」……………左下に記載(参照:分科(散)会番号一覧)

⑦「支部名・分会名・名前」……………右下に記載

※名前は、「提案者」「共同提案者」の順(上下)に記載すること。

## 《支部番号》

千葉市	1	船橋	2	市川市	3	松戸市	4	東葛	6
印旛	7	香取	8	東総	9	山武	10	長生	11
夷隅	12	安房	13	君津	14	市原市	15		

## 《分科(散)会名 & 分科(散)会番号》

分科(散)会名	分科(散)会番号	分科(散)会名	分科(散)会番号
国語教育(言語活動と言語の教育)	1-1	自治的諸活動と生活指導(小学校)	10-1
国語教育(作文教育)	1-2	自治的諸活動と生活指導(中学校)	10-2
国語教育(文学教育)	1-3	幼年期の教育と保育問題	11
国語教育(書写教育)	1-4	人権教育	12
外国語教育(小学校)	2-1	特別支援教育	13
外国語教育(中学校)	2-2	両性の自立と平等をめざす教育	14
社会科教育(小学校)	3-1	環境問題と教育	15
社会科教育(中学校)	3-2	平和、国際連帯の教育	16
数学教育(小学校)	4-1	情報化社会と教育・文化活動	17
数学教育(中学校)	4-2	選抜制度と進路保障・キャリア教育	18
理科教育(小学校)	5-1	民主的学校づくり	19
理科教育(中学校)	5-2	教育条件整備の運動	20
美術教育	6	地域との連携	21
音楽教育	7	生活科・総合学習	22
技術・家庭科教育(技術教育)	8-1	教育課程	23
技術・家庭科教育(家庭科教育)	8-2	道徳	24
保健・体育(保健)	9-1	食教育	25
保健・体育(体育)	9-2		

### 印刷の留意事項

- ① ホチキスで、2カ所綴じて下さい。
- ② 両面印刷、袋とじ印刷、いずれでも結構です。
- ③ 図表や作文のコピー等は鮮明に印刷してください。

## レポート作成上の留意点について

### (1) 提案レポートを作成する際の表記・表現について

- ① 文章は「常用漢字」「新かなづかい」を用い、「である」調で書くこと。
- ② 「支会」は「支部」とすること。
- ③ 年号は西暦を基本とすること。元号が必要な場合は( )書きで入れること。  
〔例〕2023年(令和5年)
- ④ 差別用語・差別表現については、特段の配慮をすること。
- ⑤ 個人名・住所等、プライバシーに関する記載については十分注意し、個人が特定できないよう配慮すること。
  - ◆イニシャルの表記はしない。
  - \*文章中の個人名は、「A」「B」「C」…とすることが望ましい。
  - \*「Aさん」「B君」など、性別を連想させる表現はさける。
  - ◆実名を使う場合の人の名前は「さん」づけにする。(実名を使用する場合は許可が必要)
- ⑥ 以下の表現・表記について統一すること。

#### <表現>

教師	⇒	教職員、教員	親	⇒	保護者
氏名	⇒	名前	1名、2名	⇒	1人、2人

#### <表記>

子ども達	⇒	子どもたち	目指す	⇒	めざす
友達		友だち	1つ目	⇒	1つめ
自分達	⇒	自分たち	1時間目	⇒	1時間め
子供	⇒	子ども	一人一人	⇒	一人ひとり
大人	⇒	おとな	目をむける	⇒	着目する

### (2) 著作権等の確認について

- ① 写真など肖像権を侵害する恐れのあるものは、必ず本人の承諾を得ること。
- ② 子どもの作品(日記、作文等)や保護者の手紙などの掲載に当たっては、本人の承諾を得ること。
- ③ 著作権に関わるものの掲載に当たっては、必ず掲載許可を得ること。
- ④ 引用文については、出典を明記すること(新聞記事についても同様)